

事業名	小児医療対策費	財務コード (事業)	090104
-----	---------	---------------	--------

細事業名	小児慢性特定疾患生活用具給付事業費
------	-------------------

担当部課室	福祉保健 部 健康増進 課 母子保健・難病 担当 (内線)	3521
-------	-------------------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 H18 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	補助(市町村)		
事業の目的	誰(何)を対象に 日常生活を営むのに著しく支障のある 在宅の小児慢性特定疾患児	その対象をどのような状態にして 在宅療養生活の質が向上している	結果、何に結びつけるのか 小児の健全な育成 患者家族の費用負担軽減
	○事業概要 日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の小児慢性特定疾患児に対し、市町村が日常生活用具を給付する事業に要する経費に対して補助する。 ○補助先 市町村 ○補助率 市:1/2(国1/2) 町村:3/4 (国2/4、県1/4) ○平成23年度実績 3町5名 ○小児慢性特定疾患児数 640名(平成23年7月1日現在)		
事業の内容 ※主に 23年度			
根拠法令等	在宅福祉事業費補助金交付要綱、山梨県小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱		

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と 目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方	
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値		
活動指標	事業対象者数	3名	6名	5名	6名	6名	活動指標 目標設定の考え方 過去最大の実績を目標に設定。 データの出典等 予算見積書
	活動指標達成率 (実績値/目標値)		83.3 %				
成果指標	成果指標達成率 (実績値/目標値)			%			成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
	成果指標達成率 (実績値/目標値)			%			
決算額、予算額	93	184		377	370	成果指標によらない成果	
(千円) うち一財額	31	62		79	66	対象となる小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付したことにより在宅療養生活の質的向上が図られた。また、紫外線カットクリームにより刺激を受けやすい皮膚の保護、特殊寝台、特殊マット及び電気式たん吸引器により安全かつ快適な療養環境の確保ができるようになった。これらにより、小児慢性特定疾患児及びその家族の負担軽減にもつながっている。	
所要時間(直接分)	30 時間	30 時間		30 時間	30 時間		
所要時間(間接分)	時間	時間		時間	時間		
所要時間計	30 時間	30 時間		30 時間	30 時間		
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	61	61		61	61		

III これまでの事業の見直し・改善状況

平成18年度開始の事業であり、実施市町村に偏りがみられるため、要綱未設定市町村へは保健福祉事務所を通して要綱設置を勧め、対象病児が出てきた場合には速やかに対応できるようにしている。
--

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること
	b	対象となる小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付したことにより在宅療養生活の質的向上が図られた。また、紫外線カットクリームにより刺激を受けやすい皮膚の保護、特殊寝台、特殊マット及び電気式たん吸引器により安全かつ快適な療養環境の確保ができるようになった。これらにより給付を受けた対象児は日常生活の質的向上が図られているとともに、小児慢性特定疾患児及びその家族の負担軽減にもつながっており、意図した成果を上げている。

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
有	申請者が少なく実施市町村にも偏りがみられるので、引き続き事業の普及啓発を行っていく。	m

・「IV以外の判断項目」の欄

○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
実施方法等の変更	年度の早い時期に各市町村に事業の案内を行うとともに、市町村の担当者が集まる説明会等で積極的に補助事業を活用するように働きかける。また、小児慢性特定疾患治療研究事業の窓口である保健所において、申請手続きや相談などのために来所する多くの対象児の保護者に事業の紹介を行うこととする。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。